

政策研究大学院大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程

〔平成17年4月13日〕
17規程第6号

（趣旨）

第1条 政策研究大学院大学（以下「本学」という。）における本学の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに異議申立てに関し必要な事項については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条に定めるところによる。

（開示、訂正及び利用停止の請求）

第3条 本学が保有する個人情報について、法第13条第1項に基づき開示を請求する者は、別に定める請求書を提出する。

2 本学が保有する個人情報について、法第28条第1項に基づき訂正請求をする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別に定める請求書を提出する。

3 本学が保有する個人情報について、法第37条第1項に基づき利用停止請求をする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、別に定める請求書を提出する。

4 前3項の請求をする者（以下「請求者」という。）は、別に定めるところにより、当該請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の法定代理人であることを示す書類を提示し、又は提出する。

5 学長は、第1項から第3項により提出された請求書に形式上の不備があるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。学長は、必要な場合、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供する。

（手数料）

第4条 法第26条の手数料は別に定める。

（開示請求に対する措置）

第5条 学長は、第3条第1項から第3項の請求に対する決定（以下「開示決定等」という。）を行うにあたっては、大学運営局長及び必要に応じて本学研究教育評議会に意見を求める。

（開示決定等）

第6条 学長は、第3条第5項に規定する補正に要した日数を除き、請求があった日から30日以内に開示決定等を行うものとする。

2 学長は、開示決定等を行ったときは、別に定める通知書により請求者に通知する。

（開示決定等の期間の延長）

第7条 学長は、法第19条第2項、法第31条第2項及び法第40条第2項の規定に基づき開示決定等の期間を30日以内で延長するときは、別に定める通知書により請求者に通知する。

2 学長は、法第20条、法第32条及び法第41条の規定に基づき開示決定等の期間を延長するときは、別に定める通知書により請求者に通知する。

（事案の移送）

第8条 学長は、法第21条第1項、法第22条第1項、法第33条第1項及び法第34条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別に定める通知書により当該独立行政法人等又は行政機関の長に通知する。

2 学長は、前項の規定により事案の移送をしたときは、別に定める通知書によりその旨を請求者に通知する。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第9条 学長は、法第23条第1項又は2項の規定により第三者から意見書の提出の機会を与える

ときは、別に定める通知書により当該第三者に通知し、別に定める意見書により意見を聴取するものとする。

2 学長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意に反して開示するときは、別に定める通知書により当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施等)

第10条 保有個人情報の開示の方法は、別に定める。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定の通知があった日から30日以内に、その求める開示の実施の方法等を、別に定める申出書により申し出る。

3 保有個人情報の開示は、原則として当該保有個人情報を取り扱う課等において行う。

(写しの送付)

第11条 開示を受ける者が写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該送付に要する費用を郵便切手で徴収した上で写しを送付する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第12条 学長は、第3条第2項の規定による訂正請求に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知する。

(異議申立て)

第13条 開示決定等について、不服のある者は、当該措置に関する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、学長に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第14条 学長は、前条に規定する異議申立てがあったときには、法第42条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という)に対し、書面により諮問する。

(諮問した旨の通知)

第15条 学長は、前条の規定により審査会へ諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を別に定める通知書により通知する。

一 異議申立人及び参加人

二 請求者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く)。

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く)。

(異議申立てに対する決定)

第16条 学長は、審査会の答申に基づき、当該異議申立てに対する決定を行うものとし、異議申立人に対し、その決定した旨を通知する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。